有料駐車場に関する 「登録事項変更届」手続きのご案内

1 手続きが必要なとき

都営住宅の有料駐車場を利用している方に以下のような変更があったときは、東京 都住宅供給公社の窓口センターに「登録事項変更届」を提出する必要があります。

- 利用申込み時に届け出た駐車場に保管する自動車を変更したとき。
- 婚姻等の理由により利用者の氏名が変わったとき。

2 必要な証明書類

届出の理由	証明書類
自動車の変更	□ 変更後の自動車検査証のコピー
	□ 現在使用中の駐車票
氏名の変更	□ 住民票
	□ 変更後の自動車検査証のコピー

3 届出の方法

「登録事項変更届」は、原則として東京都住宅供給公社の受持ちの窓口センターに 直接持参してください。

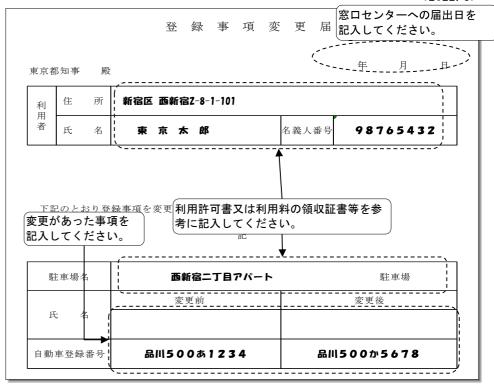
なお、郵送による届出も受け付けていますが、書類を郵送される際は、以下のこと にご注意ください。

- (1) 必要書類について、事前に JKK東京お客さまセンター に電話で確認して ください。
- (2) 届出を提出されても、すべての必要書類がそろわないと、手続きが済んだことにはなりません。
- (3) 郵便のトラブルによる届出の遅れについては、当公社では責任を負いかねます。 * ご心配なときは、書留や特定記録など特殊取扱いの郵便物として郵送する 方法もあります。
- (4) 書類を投函した $2 \sim 3$ 日後に JKK東京お客さまセンター に確認の電話をしてください。

4 届出用紙の記入例



< 2022.4 >



- ※ 都営住宅の各種申請では、個人番号(マイナンバー)は利用しておりませんので、 証明書類をご提出される場合は、以下の点にご注意ください。
- 個人証明が記載されていない書類をご提出ください。
- 個人番号が記載されている書類の提出があった場合は、個人番号が記載されている部分を塗りつぶさせていただいた上で、受領いたします。

《個人情報の取扱い》

この届出書及び添付書類に記載された個人情報は、有料駐車場登録事項変 更に関する業務、調査・統計資料の作成、その他都営住宅の管理上必要な場 合に利用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、東京都住宅供給公社では、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等を遵守し、皆様の個人情報の適切な保護と利用に努めています。